障害児相談支援事業運営規程（例）

**児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所○○○運営規程**

**（※○○○には、事業所の正式名称記載してください。以下同じ）**

（事業の目的）

第１条　△△△が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児相談支援事業（以下「指定障害児相談支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害児相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児等の立場に立った適切な指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とする。

**（※△△△は、開設者（法人名）を記載してください。以下同じ）**

（運営の方針）

第２条　事業所は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児の心身の状況、その置かれている環境に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう努めるものとする。

２　事業所は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行うよう努めるものする。

３　事業所は、障害児等の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って、指定障害児相談支援の提供に努めるものとする。

４　事業所は、自らその提供する指定障害児相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

５　前４項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　○○○

（２）所在地　福岡県久留米市○丁目○番○号　○○ビル○号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　1名

　　管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）相談支援専門員　○名以上

　　障害児支援利用計画の作成、計画の見直しを行うモニタリング，障害児通所支援事業者等との連絡調整，支給決定等に係る申請の勧奨を適切かつ効果的に行なう。

（３）その他（事務職員等）　○名以上

　　事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。

　　ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。

（３）サービス提供日　○曜日から○曜日までとする。

（４）サービス提供時間午前○時から午後○時までとする。

（５）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

**（※「営業日」「営業時間」は、利用者から相談や利用受付等が可能な日及び時間を記載してください。）**

**（※「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対する指定障害児相談支援のサービス提供が可能な日及び時間を記載してください。）**

（指定障害児相談支援の提供方法及び内容）

第６条　事業所で行う指定障害児相談支援の内容は、次のとおりとする

（１）障害児支援利用援助

　　　①障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容等の説明

　　　②障害児支援利用計画の作成及びそれに付帯する便宜

（２）継続障害児支援利用援助

　　　①モニタリング

　　　②障害児支援利用計画の見直し及びそれに付帯する便宜

（障害児相談支援対象保護者から受領する費用の額等）

第７条　法定代理受領を行わない場合は、法第24条の26第2項の規定により算定された額を利用者から受領する。

２　前項のほかに、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を障害児相談支援対象保護者から受けることができる。

３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を障害児相談支援対象保護者から徴収するものとする。なおこの場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

（１）事業所から片道○○キロメートル未満　○○円

（２）事業所から片道○○キロメートル以上　○○円

４　第１項から第３項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付するものとする。

５　第２項及び第３項の費用の額に係る指障害児画相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得るものとする。

６　第１項から第３項までの費用のほか、直接利用者の便益を向上させるものであって、給付決定者に支払を求めることが適当であるものについて障害児相談支援対象保護者に支払を求める際は、理由を書面で明らかにするとともに、障害児相談支援対象保護者に説明を行い、同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○とする。

**（※通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載します。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」、「○○（合併前の旧○○の区域とする）」等客観的に区域が分かるような記載をしてください。（※通常の事業の実施地域が、虫食い地、飛び地となるのは不適切です））**

（指定障害児相談支援を提供する主たる対象者）

第９条　事業所において指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、18歳未満の者（法第21条の5の13の規定により満20歳に達するまで障害児通所支援事業を利用できる者を含む。）のうち次のとおりとする。

（１）身体障害児

（２）知的障害児

（３）精神障害児

（４）難病患者等（障害者総合支援法に定める難病患者等）

**（※指定申請書等に記載した主たる対象者を記載してください。）**

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施

（５）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る

（６）前５号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第１１条　事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じる。

1. 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
2. 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の作成）

第１２条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（苦情解決対応）

第１３条　提供した指定障害児相談支援に関する障害児等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。

３　提供した指定障害児相談支援に関し、法の規定により都道府県又は市町村その他関係機関及びそれぞれの長（以下「都道府県等」という。）が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、障害児等またはその家族からの苦情に関して都道府県等が行う調査に協力するとともに、都道府県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善の内容を都道府県等に報告するものとする。

４　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

第１４条　事業所は、指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、久留米市長及び市町村、当該障害児等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

３　事業所は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

【地域生活支援拠点である場合のみ】

（地域生活支援拠点等の機能）

第１４条の２　事業所は、久留米市の地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

（１）緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

（２）地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

【地域生活支援拠点と連携を図る場合のみ】

（地域生活支援拠点等の連携）

第１４条の３　地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、久留米市地域生活支援協議会に定期的に参画する。

（その他運営に関する重要事項）

第１５条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後○カ月以内

（２）継続研修　年○回

２　職員は、その業務上知り得た障害児等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た障害児等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、相談支援専門員及び障害児支援利用計画に位置づけられた各福祉サービスの担当者がサービス担当者会議等において、障害児等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児等並びにその家族の同意を得るものとする。

５　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じる。

６　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

７　事業所は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から５年間保存するものとする。

８　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は　△△△と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

　この規程は、令和　　年　　月　日から施行する。